

平成24年9月佐川町議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成24年9月7日 午前9時1分宣告（第1日）
（開 議）

招 集 場 所 佐川町議会議場

議 員 の 定 数 14名である。

議 員 の 現 在 数 14名である。

出 席 議 員

1 番	森	正彦	8 番	松本	正人
2 番	片岡	勝一	9 番	永田	耕朗
3 番	松浦	隆起	10 番	西村	清勇
4 番	岡村	統正	11 番	今橋	壽子
5 番	坂本	貞雄	12 番	嶋崎	正彦
6 番	中村	卓司	13 番	徳弘	初男
7 番	氏原	義幸	14 番	藤原	健祐

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	榎並谷哲夫	病院事務局長	笹岡 忠幸
副 町 長	西森 勝仁	教 育 次 長	岩本 敏彦
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	下川 芳樹
会 計 管 理 者	西森 恵子	産業建設課長	渡辺 公平
総 務 課 長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	河添 博明	農業委員会事務局長	氏原 謙
町 民 課 長	横山 覚	滞納整理課長	岡本 直美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 田村 泰富

本日の議事日程は別紙のとおりである。

平成24年9月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成24年 9月 7日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長挨拶並びに行政報告
- 日程第5 陳情について
- 日程第6 報告第9号 平成23年度財政健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報告第10号 平成23年度資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第11号 債権の放棄について
- 日程第9 報告第12号 債権の放棄について
- 日程第10 報告第13号 債権の放棄について
- 日程第11 同意案第1号 佐川町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 同意案第2号 佐川町教育委員会委員の任命について
- 日程第13 同意案第3号 佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 認定第1号 平成23年度佐川町一般会計の決算の認定について

- 日程第 15 認定第 2 号 平成 2 3 年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について
- 日程第 16 認定第 3 号 平成 2 3 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 17 認定第 4 号 平成 2 3 年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について
- 日程第 18 認定第 5 号 平成 2 3 年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 19 認定第 6 号 平成 2 3 年度佐川町特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 20 認定第 7 号 平成 2 3 年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について
- 日程第 21 認定第 8 号 平成 2 3 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
- 日程第 22 認定第 9 号 平成 2 3 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 23 認定第 1 0 号 平成 2 3 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 24 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 25 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 26 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 27 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 28 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 29 議案第 5 0 号 佐川町防災会議条例の一部改正について

日程第 30 議案第 5 1 号 佐川町災害対策本部条例の一部改正について

日程第 31 議案第 5 2 号 工事請負契約の締結について

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまから、平成 24 年 9 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、10 番西村清勇君、11 番今橋壽子君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（徳弘初男君）

おはようございます。9 月定例会の会期及び運営につきまして、8 月 31 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日 9 月 7 日を開会日とし、報告、同意案の審議、採決、議案の上程、説明までとします。

8 日は、土曜日、9 日、日曜日は休会とします。10 日月曜日、11 日火曜日は一般質問を行います。一般質問終了後、議員全員協議会を行います。12 日水曜日は休会とし各常任委員会を、13 日木曜日にも休会とし、決算の勉強会を行います。14 日金曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、本日から 14 日までの 8 日間に決定いたしましたので、御報告申し上げます。

議長（永田耕朗君）

お諮りします。本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 9 月 14 日までの 8 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 14 日までの 8 日間に決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

6 月定例会後の重立ったものについて、報告します。

まず初めに、6 月 22 日、第 2 回日高村佐川町学校組合議会が招集され、出席しました。提出されました議案は、報告 1 件、承認 1

件、予算案1件、契約案1件でありました

報告は、平成23年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告でありました。承認は、平成24年度一般会計補正予算の報告承認を求めるもので、平成13年度児童クラブ施設財産処分に係る県費47万7,000円を返還するものでした。平成24年度一般会計補正予算は、2,000円の減額補正で、款、項の組替えにより浄化槽や給水管の修繕を行うものでした。請負契約の締結は、加茂小学校屋内体育館等改築工事を、1億7,430万円で株式会社開洋と契約するものでした。

6月26日、平成24年度佐川町よさこいクラブ連合会総会への御案内を受け、祝辞を申し上げてまいりました。

6月29日、高知県町村議会議長会理事会が、高知県自治会館で開催され、出席しました。付議事件は、平成23年度高知県町村議会議長会一般会計決算の認定で、原案どおり認定されました。

また、町村議会議員研修会並びに県政に対する意見交換会や、第53回四国地区町村議会議長会研修会について、協議を行ってまいりました。

7月11日、国道33号整備促進について、町長初め関係町村長、議長とともに、国土交通省四国地方整備局に対して要望活動を行ってまいりました。

7月25日、平成24年度高知県市町村議会議員研修が、県民文化ホールオレンジホールで開催され、皆さんとともに出席しました。

講師は、公益財団法人後藤安田記念東京都市研究所理事長西尾勝氏、日本銀行高知支店長野原強氏、総務省自治財政局長椎川忍氏で、それぞれの先生から「地方分権改革と地方議会」「高知県の景気の動向」「地方分権改革と人材育成」と題した大変有意義な講演を聞いてまいりました。

8月3日、矢野博子さん、全国食生活改善推進員団体連絡協議会会長就任祝賀会が開催され、出席しました。

8月21日、町村議会議長会研修会並びに県政に対する意見交換会がオリエントホテル高知において開催され、出席しました。研修会並びに意見交換会では、尾崎知事から「県政の諸課題について」と題した講演をいただいた後、「中山間対策について」「地震、防災対策について」県の職員から説明を受けるとともに、主管部課長との意見交換を行ってまいりました。

8月24日、第6回高幡町村議会議員研修会が梶原町地域活力センター「ゆすはら・夢・未来館」で開催され、皆さんとともに参加しました。講師は、梶原町環境整備課環境モデル都市推進室室長大崎光雄氏で「環境と共生のまちづくり」と題した講演を聞くとともに、小水力発電施設などの現地視察を行いました。

9月3日、平成24年第3回高吾北広域町村事務組合議会定例会が招集され、出席しました。提出されました議案は、認定1件、予算案1件、条例案2件でありました。組合長の諸般報告では、消防本部庁舎新築工事で、敷地内から産業廃棄物が出土し、その処理費用について、黒い土に関するものは、土地の売り主に。コンクリートの塊は、関与した元消防長に。それぞれ費用負担していただくとのことでした。

また、衛生センターは、設置してから47年が経過し、老朽化が著しいため施設整備検討委託業務を行い、町長協議会で、施設の更新ではなく延命化のための改修工事に対応することになり、25、26年度で工事を行うとのことでした。

決算の認定は、平成23年度高吾北広域町村事務組合一般会計の決算額は、歳入総額9億5,014万3,211円、歳出総額8億9,482万7,463円、差引額5,531万5,748円。

特別養護老人ホーム特別会計の決算額は、歳入総額15億4,258万1,476円、歳出総額13億4,357万544円、差引額1億9,901万932円。

養護老人ホーム特別会計の決算額は、歳入総額1億4,235万537円、歳出総額1億1,477万8,709円、差引額2,757万1,828円。

知的障害者更生施設特別会計の決算額は、歳入総額2億3,356万453円、歳出総額1億8,282万1,909円、差引額5,073万8,544円。

高吾北広域ふるさと市町村圏特別会計の決算額は、歳入総額1,747万6,306円、歳出総額806万1,704円、差引額941万4,602円でありました。

条例案は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、労働基準監督署の勧告により、1時間当たりの給与額の算出方法を改めるものと、火災予防条例の一部を改正するもので、電気自動車に充電する設備を条例の対象とするものでした。

予算案は、3町で、耐震性貯水槽の設置を計画していたが、補助金が不交付となったことから、1,770万円減額するものでした。

また、藤原健祐組合議長の辞職に伴い、新議長に岡林幸政氏が選出されました。藤原議員におかれましては、15年間という長きにわたり議長を務められ、大変御苦労さまでした。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、町長挨拶並びに行政報告を行います。

町長（榎並谷哲夫君）

おはようございます。きょうは、大変いい天気になりました。議員の皆さんには、平成24年9月町議会定例会に出席いただきまして、会議が開かれますことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

さて、8月29日、内閣府が南海トラフ巨大地震の被害想定を公表しました。これによりますと、3月に公表されたときの被害想定は、50メートル四方、いわゆる50メートルメッシュでございますけれども、の地形で分析されておりましたが、今回は、より詳しい10メートル四方の地形で分析され、地震発生の季節や時間帯、震源域の違いも考慮し、人的被害と建物被害が合計48パターンで想定されたものです。

被害内容は、高知県内の死者数が最悪4万9千人、建物倒壊が約23万9千棟にも上るとのことでございます。沿岸部の地域では、地震が発生してからわずか2～3分で津波が到達し、また、津波高は34メートルを越すなど、全国一の高さになる地域もあるなど、津波による被害が大きく報道されております。幸い、当町では、津波による被害はないわけですが、建物の倒壊による死亡者は相当あると予測もされております。各町村ごとの被害想定は、まだ公表されておりませんが、近いうちに詳しい被害状況予想が公表される予定と聞いております。その内容を踏まえ、被害を最低限に抑えるため、建物の耐震化や急傾斜地の崖崩れ対策などの防災対策について、今後も引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

続きまして、行政報告を行います。

6月定例会以降の重立ったものについて御報告を申し上げますが、先ほどの議長の諸般報告と重複する部分もありますけれども、お許しを願いたいと思います。

まず初めに、6月22日、日高村佐川町学校組合議会が招集され、出席をいたしました。提出されました議案は、承認1件、報告1件、議案2件でありました。承認は、児童クラブ施設の財産処分により発生した県への補助金返還に伴い行った一般会計補正予算の専決

処分に係る承認を求めるものであります。

報告は、平成 23 年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告でありました。議案は、一般会計補正予算案と請負契約締結についての 2 件でありまして、補正予算につきましては、4 月以降必要となった修繕等への対応を主な内容としたものでした。請負契約の締結につきましては、加茂小学校屋内体育館等改築工事を 1 億 7,430 万円で株式会社開洋と契約するもので、いずれも原案どおり承認・可決をされております。

7 月 4 日から 6 日までの間、仁淀川地区町村会視察研修が実施され、副町長が出席をいたしました。視察地は、長岡市山古志地区でありまして、その目的は、中山間地の公道保全・災害復旧及び産業振興でありました。

現地では、長岡市山古志支所の諏訪支所長から説明を受けた後、被災地を視察しました。被災地は、いわゆる角栄道路と呼ばれる道路が幅員も広く立派に整備されておりました。この立派な道路も、震災当時、テレビの映像で見たときの寸断された無惨な姿や、すさまじい山の崩壊現場も現在は見事に復旧されておりました。しかし、現地を見た限り、このあたりの地形には岩石らしきものはなく、全体として赤土の山に木や草が生えているといったイメージがあり、災害に弱く、崩れやすい地層ではないかという思いがしたとの報告を受けたところでございます。

また、この地区の産業は、日本有数の錦鯉の産地であります。震災により養鯉場が、陥没や崩壊するなど大被害を受け、経営の危機にさらされたとのことでした。現在は、ほぼ復旧してはいますが、生活様式の変化などにより以前のような錦鯉の需要はないとの説明を受けたとのことでした。

7 月 11 日、四国地方整備局に対し、市町村道整備促進協議会並びに国道 33 号整備促進期成同盟会の関係市町村長等とともに、地域の実情を説明し、道路整備促進に関する予算措置について要望活動を行いました。

また、7 月 19 日には、市町村道整備促進協議会の関係市町村長等と、さらに 8 月 9 日には、国道 33 号、440 号、494 号整備促進期成同盟会の関係者とともに、民主党や国土交通省等へ要望活動を展開してまいりました。

7 月 24 日、平成 24 年度分の普通交付税及び地方特例交付金等の

額の決定が通知をされました。当町への普通交付税は 25 億 6,431 万 8,000 円でありまして、昨年と比べ、5,220 万 6,000 円の減額となっております。

これは、算定に当たり、平成 24 年度から導入されました人口密度に関する項目や、5 年前の国勢調査の人口と比較して、人口の減少率が高い市町村に交付税が有利に配分されたこと等が主な要因と考えられます。

さらに、後年度に交付税として措置される臨時財政対策債も昨年と比べ、1,044 万 7,000 円の減額となったため、実質的な普通交付税は、6,265 万 3,000 円の減額となりました。

また、地方特例交付金は、462 万 1,000 円で、児童手当及び子ども手当特例交付金と自動車取得税特例交付金の廃止により、1,624 万 2,000 円の減額となっております。

7 月 26 日、少年の主張佐川大会が、佐川町総合文化センターにおいて開催されました。本年も町内の 3 つの中学校と、加茂中学校から 13 名の生徒さんが参加され、自身の経験や体験をもとに、これからの生き方や命の大切さなどについて、それぞれすばらしい発表をされました。最優秀賞は、「平和であるからこそ」と題して発表されました佐川中学校 2 年生の北島朱音さんが受賞されました。

7 月 29 日、ファイティングドッグスの公式戦が越知球場で開催され応援にかけつけましたが、健闘及ばず 1 対 4 で愛媛に敗れてしまいました。今後の奮闘を大いに期待するところでございます。

7 月 31 日から 8 月 3 日の 4 日間、44 回目の佐川・常呂体験学習交流活動が行われ、今年は、佐川町より小学校 5・6 年生 5 名と引率者 2 名が、夏の常呂を訪問しました。初日の晩は、寝苦しい暑さであったそうですが、それ以降は予想以上に気温が低くなり、涼しい常呂を体験してきたようでございます。高知にはない広々とした風景や常呂ならではの体験学習をしたとのこと。また、短い期間ではございましたが、子どもたちは友情を深め、これからも手紙などによる交流の約束をしていたようでありまして、こうした民間レベルでの交流の進展を願うものでございます。

8 月 17 日、須崎簡易裁判所において、T を被告とする水道使用料請求事件の判決がございました。判決の主文は、1、被告は原告に対し、6 万 5,736 円を支払え。2、訴訟費用は被告の負担とする。3、この判決は、仮に執行することができる。というものでありま

して、当然のこととは言え、いわゆる全面勝訴でございました。

8月20日、職員採用試験の応募を締め切りました。来年度は、一般行政職として事務職を3名程度、土木技術職を2名程度採用する予定にしております。昭和53年4月2日以降に生まれた人を対象として、8月6日から8月20日までの期間、受け付けをしたものであります。事務職に148名、土木技術職に12名の応募があり、9月16日に健康福祉センターかわせみにおいて、一次試験を行い、10月中旬に第二次試験を実施する予定でございます。

8月22日、株式会社ソニアの株主総会が開催され、出席しました。株式会社ソニアは、御承知のとおり既に施設の一部や山林、共有地等を残し、ほぼ売却が完了し、事業展開はしておりませんが、ソニアの貸付金と借入金の精算が未完了のため、書類上解散できないことによるものでございます。

9月1日には、土佐市のグランディールにおきまして、第55回金婚夫婦祝福式典が開催され、出席をいたしました。佐川町からは、9組の御夫婦が参加され、記念品として夫婦湯呑みを贈呈するとともに、お祝いを申し上げてまいりました。

9月2日には、四万十町で開催された「協働の森フォーラム」に出席し、京都大学の諸富教授による「未来の地球のため～協働の森づくりとCSR活動～」についての講演、また、尾崎知事等も出席されたパネルディスカッションも拝聴してまいりました。これからの中山間地域の活性化に、森林を守り生かしていくことの重要性を認識をしたところでございます。

9月3日、高吾北広域町村事務組合第3回定例議会が招集され、出席をいたしました。提出されました議案は、決算に関する認定が1件、議案が3件でありまして、一般職の職員の給与に関する条例及び火災予防条例の一部を改正する条例案と、一般会計補正予算案でありました。補正予算につきましては、歳入、歳出それぞれ1,770万を減額し、13億4,445万9,000円となりました。減額の主なものは歳入で、構成町の耐震性貯水槽国庫補助金785万4,000円及び、これに伴う特別負担金1,014万6,000円、歳出は、これに係る工事請負費を減額するものでございます。

なお、当組合議会で15年間議長を務められました藤原健祐議長が辞任され、越知町の岡林幸政議長が組合議長に就任されました。藤原議員におかれましては、長い間大変御苦勞をおかけいたしましたし

た。

また、同日から4日にかけて、高松市において、総務省主催による「地域と大学との連携を中心に」と題して、全国市町村長サミットが開催され、副町長が出席をいたしました。

北海道から沖縄まで全国の市町村長や関係者約350人が参集し、全体会では、主催者である大島敦総務副大臣や地元の浜田恵造知事の挨拶に続き、東京大学総長の濱田純一氏から「衝撃からの創造」と題して基調講演があったとの報告を受けました。また、出席した分科会では、地域づくりに取り組んでいる茨城県常陸太田市市長や長野県木島平村長などから事例発表があったとのことをごさいました。

なお、今回の定例会に提出いたします議案は、報告5件、認定案10件、議案8件、同意案3件でございますが、どうか慎重な審議をいただき、適切な御決定を賜りますようよろしくお願いを申しあげまして、御挨拶にかえます。よろしくお願い申し上げます。

議長（永田耕朗君）

以上で、町長挨拶並びに行政報告を終わります。

日程第5、陳情について、を議題にします。本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。受理番号5号は、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第6、報告第9号、平成23年度財政健全化判断比率の報告について、から、日程第10、報告第13号、債権の放棄について、まで、以上5件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（榎並谷哲夫君）

それでは、報告につきまして御説明を申し上げます。

まず、報告第9号、平成23年度財政健全化判断比率の報告につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく財政健全化判断比率について監査委員の監査を受けた結果を御報告するものです。

一般会計などを対象とした実質赤字を示す実質赤字比率は、マイナスでしたので、数値はありません。

次に、全ての会計を対象とした実質赤字を示す連結実質赤字比率もマイナスでしたので、数値は出ておりません。

次に、一般会計などが負担する借入金の返済額の、標準財政規模

を基本とした額に対する比率である実質公債費比率は 14.9%で、昨年度より 0.9 ポイント改善しております。

なお、実質公債費比率の早期健全化基準は 25%でございます。また、一般会計などが将来負担すべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である将来負担比率もマイナスでしたので、数値はありません。

以上、財政健全化に関するいずれの指標についても、前年度に引き続き基準を超えるものではありませんでした。

報告第 10 号、平成 23 年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 23 年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の審査を受けた結果を報告するものでございます。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、水道事業特別会計、病院事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計、これらの公営企業会計ごとの資金不足額はありませんでした。

報告第 11 号、債権の放棄につきましては、学校の給食費 4 人分 30 万 2,024 円を、佐川町の私債権の管理に関する条例第 15 条の規定により、平成 23 年度末に放棄をいたしましたので、同条例第 16 条の規定により報告するものでございます。

報告第 12 号、債権の放棄につきましては、平成 23 年度佐川町水道事業特別会計決算において債権の放棄を行った 32 人、金額 93 万 8,872 円について、御報告をするものでございます。

報告第 13 号、債権の放棄につきましては、病院の診療費について、6 人分、9 万 2,770 円を佐川町私債権の管理に関する条例第 15 条の規定により、平成 23 年度末に放棄しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（永田耕朗君）

一括で質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 11、同意案第 1 号、佐川町教育委員会委員の任命について、から、日程第 13、同意案第 3 号、佐川町固定資産評価審査委員会委

員の選任について、まで、以上3件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（榎並谷哲夫君）

それでは、御説明を申し上げます。

同意案第1号、佐川町教育委員会委員の任命につきましては、川井正一委員の任期が、平成24年10月11日で満了することになりますので、再任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議員の皆様も川井教育長の人柄につきましては、御承知のとおりであろうかと存じますが、温厚誠実にして責任感が強く、決断力に富み、指導力もすぐれ、また、県教育委員会時代も含め学力向上や社会教育面などの教育行政全般に精通しており、全く余人をもってかえがたい人材でございます。

次に、同意案第2号でございます。佐川町教育委員会委員の任命につきましては、横島^{すすむ}享委員の任期が平成24年10月11日で満了となりますので再任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

横島享氏につきましても、御承知のとおり、温厚誠実にして地域の人望も厚く、既に一期4年を努めていただいております、保護者代表として最適任者であります。

次に、同意案第3号でございます。佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、山本静男氏を平成24年11月1日から新たに選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

山本静男氏は、御承知のとおり、温厚で責任感が強く、実務的にも税務課長を歴任されておまして、地方税法に定める要件を満たす最適任者でありますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

同意案第 1 号、佐川町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第 1 号は、同意することに決定しました。

同意案第 2 号、佐川町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第 2 号は、同意することに決定しました。

同意案第 3 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第 3 号は、同意することに決定しました。

日程第 14、認定第 1 号、平成 23 年度佐川町一般会計の決算の認定について、から、日程第 31、議案第 52 号、工事請負契約の締結について、まで、以上 18 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（榎並谷哲夫君）

御説明を申し上げます。

認定第 1 号、平成 23 年度佐川町一般会計の決算の認定について、から、認定第 8 号、平成 23 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定についてまで、一般会計並びに特別会計 7 件につきまして決算を調整いたしましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付すものでございます。

まず、認定第 9 号、平成 23 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定につきましても、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、認定第 10 号、平成 23 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定につきましても、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

次に、議案について御説明を申し上げます。

議案第 45 号、平成 24 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 4,447 万円を追加補正をいたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 62 億 4,709 万 7,000 円とするものでございます。

議案第 46 号、平成 24 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回 846 万 3,000 円を追加補正いたしまして、総額 17 億 2,197 万 7,000 円とするものでございます。

議案第 47 号、平成 24 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回 3,376 万 2,000 円を追加補正をいたしまして、総額を 3,850 万 4,000 円とするものでございます。

議案第 48 号、平成 24 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回 228 万 4,000 円を追加補正をいたしまして、総額を 15 億 9,456 万 1,000 円とするものでございます。

議案第 49 号、平成 24 年度佐川町後期高齢者特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回 194 万円を追加補正をいたしまして、総額を 2 億 1,072 万 8,000 円とするものでございます。

議案第 50 号、佐川町防災会議条例の一部改正につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、あわせて条例改正を行うものであります。

議案第 51 号、佐川町災害対策本部条例の一部改正につきましては、これも同様に災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、あわせて条例改正を行うものであります。

議案第 52 号、工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、佐川町西山地区飲料水供給施設整備事業です。契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は、4,935 万円でございます。契約の相手方は、佐川町丙 4505 番地 2、有限会社四国水道設備興業、代表取締役植田芳澄です。

なお、予定価格は、5,106 万 3,600 円でありまして、事業の完成期日は平成 25 年 2 月 28 日であります。

以上、各会計決算の概要につきましては、会計管理者、水道事業企業出納員及び病院事業企業出納員から、また、各議案の詳細につ

きましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

会計管理者（西森恵子君）

おはようございます。平成 23 年度佐川町一般会計歳入歳出決算書から、その概要を順次御説明いたします。

まず、一般会計歳入歳出決算書の 8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入合計欄のところ、23 年度一般会計予算額は、68 億 8,489 万 9,050 円です。それに対する調定額は、66 億 1,628 万 4,045 円。これは収入として入るべき金額です。

収入済額 64 億 9,277 万 9,365 円。これは町民税や固定資産税などの町税や地方交付税、国や県からの支出金など現実に収入として入ってきた額です。22 年度と比べますと、町税では 4 千万円弱の増額になっているにもかかわらず、国庫支出金で 2 億 5,200 万円余り減額しており、合計では 3 億 2 千万円余り歳入が減額しております。

不納欠損額 299 万 1,550 円。これは町民税や固定資産税・軽自動車税及び保育料の滞納繰越分で、地方税法第 18 条の 1、時効や第 15 条の 7、滞納処分の執行停止等によって不納欠損処分をした金額です。

収入未済額 1 億 2,051 万 3,130 円。これは町税や保育料、住宅使用料など収入として入るべき金額が入ってこなかった額、いわゆる未納分でございます。この内訳は町税現年課税分で 2,069 万 1,708 円、滞納繰越分で 5,932 万 7,111 円、保育料 479 万 686 円、放課後児童対策事業 8 万 3,750 円、住宅使用料 3,252 万 2,275 円、土地建物貸付収入 1 万 7,900 円、住宅共益費 307 万 9,700 円が収入未済となっています。

次に 14 ページ、15 ページをお開き下さい。歳出合計欄で支出済額 62 億 7,230 万 5,861 円。22 年度と比べてみますと 2 億 6,500 万円余り減額しております。

翌年度繰越額 2 億 9,560 万 3,786 円。この詳細につきましては、霧生関公園建設事業や牧野博士生誕 150 年記念事業、農道及び用排水路改良事業、これは島田堰の修繕費でございます。花見事業、地方道路交付金事業、これは玉割小橋新設改良工事などです。尾川小中学校耐震化事業、急傾斜地崩壊対策事業、これは桂地区、岡崎、立野地区でございます。これら 7 事業を繰り越すものでございます。

次のページ、16 ページをお願いします。

実質収支に関する調書。歳入総額 64 億 9,277 万 9,365 円、歳出総額 62 億 7,230 万 5,861 円で歳入歳出差引額は 2 億 2,047 万 3,504 円となっております。

翌年度へ繰越すべき財源として、繰越明許費繰越額 5,064 万 8,786 円。これはさきほど歳入合計で御説明いたしました翌年度繰越額 2 億 9,560 万 3,786 円のうちの一般財源分の繰越でございます。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた額が、実質収支額 1 億 6,982 万 4,718 円です。このうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 1 億円です。この規定は各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。そして、この剰余金のうち 2 分の 1 を下らない金額を積み立て又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないと規定されていますので、これに基づいて減債基金へ積み立てるものでございます。

19 ページからの事項別明細書につきましては、勉強会において各担当課長から詳しく、御説明させていただきますので、ここでは省かせていただきます。

次に、財産に関する調書。最終ページ 266、267 ページをお開きください。

平成 23 年度佐川町基金精算報告書でございます。

現在、財政調整基金を初め一般会計 24 件の基金、金額で 38 億 4,413 万 188 円と、特別会計は 4 件の基金で 2 億 9,724 万 832 円、総合計額は 41 億 4,137 万 1,020 円をそれぞれの基金条例に基づき定期預金で管理しております。また、これによって得た益金総額は、1,684 万 5,972 円でした。

この益金は、基金条例第 4 条により基金に編入するとなっているものについては基金へ積み立てました。その他は経費に充当し、なお余剰が生じた場合は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理することとなっております。

基金管理については、条例第 3 条「基金に属する現金は、金融機関への預金その他もっとも確実かつ有利な方法により保管しなければならない」とありますように、佐川町資金管理並びに運用基準に基づいて町内に支店を有する銀行、信用金庫、農業協同組合に利率の引き合いをし、より有利な運用に努めています。

今後につきましても、慎重に対応し確実にかつ有利な方法で管理してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で一般会計を終わります。

続きまして、佐川町国民健康保険特別会計決算書。5ページ、6ページをお開き下さい。歳入合計欄のところで、予算額は17億4,792万6,000円です。それに対する調定額は、18億174万6,502円です。国保税や国庫支出金・交付金などの収入済額は、17億5,335万9,080円です。

不納欠損額228万640円、これは一般国保税と退職国保税の滞納繰越分で地方税法第18条の1、時効や第15条の7、滞納処分の執行停止等によって不納欠損処分をした金額です。

調定額から収入済額と不納欠損額を差し引いた金額、収入未済額は4,610万6,782円、これは国民健康保険税の未納分でございます。この内訳は、国保税現年課税分で1,572万3,436円、滞納繰越分で3,038万3,346円が収入未済となっています。

次に歳出、9ページ10ページをお開き下さい。歳出合計欄で支出済額17億3,932万5,220円。22年度と比べてみますと200万円余り減額しております。翌年度繰越額はございませんでした。

次に13ページをお願いいたします。実質収支に関する調書。国民健康保険特別会計、歳入総額は17億5,335万9,080円、歳出総額17億3,932万5,220円。歳入歳出差引額は1,403万3,860円となります。翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支額は1,403万3,860円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1千万円でございます。この規定は各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。

そして国民健康保険事業財政調整基金条例第2条により剰余金の10分の1以上を積み立てるものでございます。

続きまして佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算書の3ページ、4ページをお開きください。歳入合計欄のところで予算額は、3,538万3,000円です。それに対する調定額は、5,584万9,112円です。貸付金元利収入や前年度繰越金などの収入済額は、4,048万9,081円です。不納欠損額はございません。調定額から収入済額を差し引いた金額、収入未済額は1,536万31円、これは貸付金元利収入の未納分でございます。

次に歳出、5ページ、6ページをお開きください。歳出合計欄で支出済額 672 万 5,639 円、22 年度と比べてみますと 100 万円余り減額しております。翌年度繰越額はございませんでした。

次に7ページをお願いします。実質収支に関する調書。住宅新築資金等貸付事業特別会計、歳入総額は 4,048 万 9,081 円、歳出総額 672 万 5,639 円で、歳入歳出差引額は 3,376 万 3,442 円となっております。翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支額は 3,376 万 3,442 円となります。

続きまして、佐川町学校給食特別会計決算書。3ページ、4ページをお開きください。歳入合計欄のところで予算額は、5,391 万 5,000 円です。それに対する調定額は、6,556 万 6,521 円です。給食費負担金収入や一般会計繰入金などの収入済額は、5,313 万 8,856 円です。不納欠損額は 30 万 2,024 円、これは佐川町私債権の管理に関する条例第 15 条により滞納繰越分にかかる執行停止等による不納欠損処分をした金額です。調定額から収入済額を差し引いた金額、収入未済額は 1,212 万 5,641 円、これは給食費の未納分です。

次に歳出、5ページ、6ページをお開きください。歳出合計欄で支出済額 5,313 万 8,856 円。22 年度と比べてみますと 170 万円余り減額しております。翌年度繰越額はございませんでした。

次に、7ページをお願いします。実質収支に関する調書。学校給食特別会計歳入総額は、5,313 万 8,856 円。歳出総額 5,313 万 8,856 円。同額で、歳入歳出差引額はゼロとなっております。

農業集落排水事業特別会計と特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、不納欠損及び収入未済額がございませんので、実質収支に関する調書のみで御説明させていただきます。

農業集落排水事業特別会計決算書の7ページをお開きください。実質収支に関する調書。歳入総額 2,421 万 9,222 円。歳出総額 2,421 万 9,222 円。よって歳入歳出差引額はゼロです。

続きまして、特定環境保全公共下水道事業特別会計決算書の7ページをお開きください。実質収支に関する調書。歳入総額 604 万 7,354 円。歳出総額 604 万 7,354 円。よって歳入歳出差引額はゼロとなります。

続きまして、佐川町介護保険特別会計決算書。5ページ、6ページをお開きください。歳入合計欄のところで、予算額は、15 億 9,865 万 5,000 円です。それに対する調定額は、15 億 8,770 万 791 円で

す。収入済額は、15億7,848万999円、これは介護保険料や国・県からの負担金、補助金また支払基金交付金などの収入です。不納欠損額は488万6,000円、これは介護保険法第200条により滞納繰越分にかかる時効によって不納欠損処分をした金額です。調定額から収入済額を差し引いた金額、収入未済額は433万3,792円、これは介護保険料の未納分です。

次に歳出。9ページ、10ページをお開きください。歳出合計欄で支出済額15億7,738万6,523円。22年度と比べてみますと、保険給付費の増などで7,900万円余り増額しておりますが、収入済額も昨年度に比べてみますと、支払基金交付金や繰入金などの収入で8千万円余り増額しております。翌年度繰越額はございませんでした。

次に、11ページをお願いします。実質収支に関する調書。介護保険特別会計、歳入総額15億7,848万999円、歳出総額15億7,738万6,523円で、歳入歳出差引額は109万4,476円となっております。翌年度へ繰越すべき財源はございませんので実質収支額は109万4,476円でございます。

続きまして、佐川町後期高齢者医療特別会計決算書。3ページ、4ページをお開きください。歳入合計欄のところで、予算額は、1億9,677万9,000円です。それに対する調定額は、1億9,239万6,853円です。収入済額は、1億9,187万8,427円、これは後期高齢者医療保険料や一般会計からの繰入金などの収入です。不納欠損額9万7,138円、これは、高確法、高齢者の医療の確保に関する法律第160条により滞納繰越分にかかる時効によって不納欠損処分をした金額です。調定額から収入済額を差し引いた金額、収入未済額は42万1,288円、これは後期高齢者医療保険料の未納分でございます。

次に歳出、5ページ、6ページをお開きください。歳出合計欄で、支出済額1億8,993万6,501円。22年度と比べてみますと400万円余り減額しております。翌年度繰越額はございませんでした。

次に、7ページをお願いします。実質収支に関する調書。後期高齢者医療特別会計、歳入総額は1億9,187万8,427円、歳出総額1億8,993万6,501円で、歳入歳出差引額は194万1,926円となっております。翌年度へ繰越すべき財源はございませんので実質収支額は194万1,926円でございます。

そして、すべての会計の実質収支額を23年度から24年度へ繰り越しをいたしました。

簡単でございますが、以上をもちまして、平成 23 年度佐川町一般会計並びに特別会計 7 件の決算書の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。平成 23 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定につきましての補足説明をさせていただきます。

決算書の 1 ページをおあげください。決算報告書。平成 23 年度佐川町水道事業特別会計決算報告書、収益的収入及び支出。次、収入ですが、決算額のところをごらんください。まず、水道事業収益でございますが、1 億 6,019 万 7,878 円でございます。内訳といたしまして、営業収益が 1 億 4,799 万 2,040 円でございます。営業外収益は、1,218 万 8,179 円でございます。特別利益、1 万 7,659 円であります。

次に、収益的収入及び支出の支出でございますが、決算額のところをごらんください。まず、水道事業費用でございますが、1 億 4,015 万 8,648 円でございます。内訳といたしまして、営業費用ですが、1 億 1,012 万 845 円でございます。営業外費用 2,467 万 9,826 円でございます。特別損失 427 万 7,977 円でございます。

続きまして、2 ページをおあげください。こちらは、資本的収入及び支出の項目でございます。まず、収入でございますが、決算額のところをごらんください。資本的収入 6,397 万 8,089 円でございます。内訳といたしまして、企業債 3,900 万円。負担金 340 万 9,350 円でございます。出資金 2,156 万 8,739 円でございます。

続きまして、支出でございます。同じく、決算額をごらんください。まず、資本的支出でございますが、1 億 1,012 万 8,349 円でございます。内訳といたしまして、建設改良費 7,077 万 9,480 円でございます。企業債償還金 4,045 万 8,869 円でございます。資本的収入が資本的支出額に不足する額 4,726 万 260 円でございますが、これにつきましては、建設改良積立金 544 万 5,780 円、並びに過年度損益勘定留保資金 4,181 万 4,480 円、これらで補填してあります。

また、3 ページのほうをごらんください。こちらは、平成 23 年度佐川町水道事業特別会計損益計算書でございます。

3 ページの、下から 3 行目をごらんください。23 年度の純利益でございますが、1,682 万 3,239 円でございます。前年度の繰越欠損金が 1,888 万 9,139 円ございました。純利益 1,600 万余り出ており

ますので、当年度末の、当年度の未処理欠損金は、206万5,900円になったところであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

病院事業の決算につきまして、補足説明を申し上げます。

1ページ、2ページをお願いいたします。平成23年度佐川町病院事業特別会計決算報告書でございます。

まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、病院事業収益といたしまして、決算額15億4,942万1,255円となりました。その内訳でございます。医業収益11億9,836万2,985円。医業外収益が1億6,546万1,244円。介護老人保健施設収益が6,084万6,534円、デイケア収益7,562万3,546円。デイサービス収益4,429万9,256円。居宅介護支援事業収益479万7,500円。特別利益が3万190円でございます。

その下の欄、支出でございますが、病院事業費用、決算額15億312万8,700円。内訳としまして、医業費用13億1,305万6,990円。医業外費用4,060万8,177円。介護老人保健施設費用5,655万2,982円。デイケア費用5,594万9,451円。デイサービス費用3,045万1,878円。居宅介護支援事業費用540万8,786円。特別損失が110万436円でございます。

2ページの資本的収入及び支出のほうをごらんください。まず、収入です。資本的収入決算額2億2,205万5,000円。企業債1億4,020万円。出資金8,185万5,000円。補助金、ありません。固定資産売却代金もございません。

支出でございますが、資本的支出、決算額2億8,081万2,260円。内訳の建設改良費1億5,800万4,970円。企業債償還金1億2,280万7,290円でございます。なお、この資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,875万7,260円は、当年度分損益勘定留保資金5,875万7,260円で補填をいたしました。

続いて、3ページ、4ページ、5ページをお願いいたします。3ページから5ページまで損益計算書でございます。これは、平成23年におきまして発生いたしました全ての病院事業に関する収益と費用を対比さして損益を計算したものでございます。5ページのほうの下から3行目のところをごらんください。当年度純利益といたしまして、4,629万2,555円を計上することができました。繰越欠

損金が前年度 7 億 730 万 3,074 円ございますので、これを入れ込みまして、当年度末の未処理欠損金は、6 億 6,101 万 519 円となっております。

以下、6 ページ、7 ページ、8 ページ、これは、それぞれ剰余金計算書、欠損金処理計算書等でございます。8 ページは、貸借対照表でございます。また、10 ページ以下に事業報告書、そして決算の附属資料をつけておりますので、どうかよろしくお目通しをお願いいたします。以上でございます。

産業建設課長（渡辺公平君）

先ほど、2 ページの資本的収入及び支出の支出の項目の決算額、ここで、間違うて私、読み上げたようでございますので、まことに申しわけございませんが、訂正させていただきます。資本的支出につきましては、決算額 1 億 1,123 万 8,349 円。こちらに訂正させていただきます。読み方を飛ばして読んだようでございますので、まことに申しわけございませんでした。どうぞよろしく願いいたします。

議長（永田耕朗君）

監査委員の説明について、でございますが、代表監査委員に出席を求めておりませんので、議会選出の監査委員が代表監査委員にかわって説明をすることについて、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会選出の監査委員松浦監査委員が報告説明をすることに決定いたしました。

監査委員の決算審査の結果報告を求めます。

監査委員（松浦隆起君）

それでは、平成 23 年度の決算審査の報告を、監査委員よりさせていただきます。お手元に、平成 23 年度決算審査意見書があると思いますが、それに基づきまして報告をさせていただきます。

（以下、「平成 23 年度決算審査意見書」1 ページ 1 行目から 13 行目まで朗読）

3 の決算の概要につきましては、表に示しておりますので、ごらんをいただければと思います。次に、2 ページ以降、一般会計それから特別会計、各会計につきましては、決算額そしてそれに対します指摘及び意見等を述べさせていただきますので、そちらにつ

きましては、後ほどごらんをいただきたいというふうに思います。

20 ページのほうにお進みをいただきたいと、思います。20 ページの総括をもちまして、監査委員の監査報告とさせていただきます。

(以下、「平成 23 年度決算審査意見書」20 ページ「総括」朗読)

以上で監査報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

総務課長（岡林護君）

私からは、議案第 45 号の、平成 24 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）についての詳細の御説明をさせていただきます。

まず、第 4 ページをおあげください。

まず、債務負担行為の補正であります。追加分といたしまして、公用車のリース料、国土調査課。これは期間が平成 25 年度から平成 28 年度まで、限度額は 87 万円です。

次、調査図作成システムリース料、国土調査課。期間が平成 25 年度から平成 29 年度、限度額が 142 万 1,000 円であります。

次、右のページです。

地方債補正について、御説明申し上げます。

まず、追加分です。起債の目的が、過年補助災害復旧事業費。これは、町道桂 2 号線の分であります。これは、施越事業でありまして、平成 23 年度に補助の採択がなされなかったですが、それが平成 24 年度になされたということの事業であります。この分が、限度額が 180 万。起債の方法が、証書借入又は証券発行。利率が、年 5.0%以内。償還の方法につきましては、省略させていただきます。

次、下の段、変更であります。急傾斜地崩壊対策事業費、県工事負担金事業であります。これが、補正前が、限度額 1,980 万円。これを、補正後、限度額 1,800 万円に変更いたします。

次、下の段の臨時財政対策債。これにつきましては、臨時財政対策債の額が決定いたしましたので、こういう形で変更いたします。補正前が 2 億 4,800 万円。補正後が 2 億 5,168 万 2,000 円ということであります。

次、10 ページ、11 ページをごらんください。

ここからは、今回の補正予算の内容を目と節によって御説明を申し上げます。

まずは、歳入です。13 款国庫支出金の 1 目民生費国庫負担金。これの 2 節社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金 648 万円

が歳入となっております。

それから、その下の段、6目災害復旧費国庫補助金。1節公共土木施設災害復旧費補助金、過年災害の施越事業で353万8,000円。これは、先ほど地方債で御説明いたしました施越事業の、町道桂2号線の分であります。

それから、14款県支出金。1目民生費県負担金の2節社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金324万円。これは、先ほどの分の県費の分であります。

続いて、4目農林水産業費県補助金。1節農業費補助金の農業振興事業1,200万円。これは、青年就農の給付金に充てられる分であります。

それから、6目教育費県補助金。2節小学校費補助金、町立小・中学校サポート事業、小学校45万1,000円。これは、小学校に支援を必要とする児童が入学したことに伴います充当であります。

それから、9目商工費県補助金。1節商工費補助金、重点分野雇用創出事業377万。これはですね、まず1つは、牧野公園リニューアル事業。これは牧野生誕150年を契機に、牧野公園の観光地としての高質化を図るということで、牧野博士ゆかりの植物の植栽とか、四季を通じて楽しめる公園にしていこうという事業であります。

それから、あともう1つが、国調の、国土調査課の完了地区の固定資産税関連のデータ化の作業を行う人件費に充てるものであります。

次、12ページ、13ページをごらんください。

16款寄附金。4目ふるさと寄付金です。20万、これは、ふるさと納税で、お二人から10万円ずつ、これは、産業と観光に役立てていただきたいということで、これは、牧野記念事業等に充当する予定であります。

それから、17款繰入金。1目財政調整基金繰入金、△の1億302万2,000円ということになってます。これは、当初予算で財源の不足分を、財調基金の繰入れを充てておりましたが、今回、普通交付税額の確定や前年度繰越額の確定などによりまして、一定、財源が賄われる、ということになったことに伴いまして、繰入金の一部を減額するものであります。

次、18款繰越金です。前年度繰越金が6,981万4,000円。これは、平成23年度の繰越金が確定したものでありまして、平成23年度歳

入総額から歳出総額を差し引いて、そこから繰越明許費を控除した額が、先ほど会計管理者からの説明もありましたが、1億6,982万4,718円となります。そのうち、1億円を減債基金に積み立てまして、残りがこの純繰越金ということになります。

次、20款町債。3目災害復旧費等。その下の4目臨時財政対策債です。これは、右側にありますが、2節公共土木施設災害復旧債で、一般公共、災害関連で1,550万。防災対策事業債で、△の1,980万。それから緊急防災・減債事業で250万。それから過年災害、施越事業、桂2号線の分ですが、これが180万、いうことであります。

それから、その下の臨時財政対策債が368万2,000円ということになります。これは、先ほど町債の補正のところで御説明いたしましたので、省略をいたします。

次、14ページ、15ページをごらんください。

ここからは歳出でございます。2款総務費、3目の財産管理費、1節の工事請負費。まず、町有財産管理工事が136万円です。これは、南谷の児童遊園の修繕と、それから龍王公園の排水路の修繕に充てる予定であります。

南谷の児童遊園につきましては、その藤棚の栈板のほとんどが外れておりまして、上に乗っかかっている状態で非常に危険であると。それからあと、遊具のさび止めが必要であるということです。それから、龍王公園の排水路については、公園の北側の斜面の排水路が、U字溝が老朽化して水があふれまして、周辺の土を浸食している状態であって、非常に崩れる危険があるということで行う工事であります。

それから、4目の企画費。13節委託料、番組制作委託料105万円。これは、本年度が牧野博士生誕150年と同時に、広井勇博士、港湾学者の広井勇博士の生誕150年でもあります。それを記念いたしまして、RKCによりまして、土佐の昔話の番組を制作する委託料でございます。

次に、16ページ、17ページをごらんください。

1目税務総務費、それから4節の共済費と7節の賃金。共済費のほうは17万3,000円。それから賃金のほうは112万7,000円。これは先ほど説明いたしました税務課で行います国土完了地区の固定資産税のデータ化作業に充てる重点雇用の職員の分であります。

それから、中ほどの3款民生費。社会福祉総務費、20節扶助費。

障害福祉サービス費の 1,296 万。これは、自立支援法による障害福祉サービス給付費の増額によるものであります。

それから、その 23 節の償還金利子及び割引料、障害者自立支援給付費返還金 550 万 8,000 円。これは過年度分の返還であります。

それから、下のほうの 3 目児童福祉施設費の 7 節賃金、臨時職賃金 114 万円。これは黒岩保育所に、乳児が入所したことによりまして、臨時保育士を増員するものであります。

次、18 ページ、19 ページをごらんください。

5 款の農林水産業費。3 目の農業振興費、19 節の負担金・補助及び交付金、青年就農給付金補助 1,200 万。これは年度当初には、国、県の補助事業がなかったために事業申請ができなかったんですが、このほど、この要綱ができて、申請対象となる農家がいることから予算化するものであります。一応、過年度就農者が 3 名、それから本年度就農者が 10 名ということであります。

それから、6 款商工費、1 目商工振興費、13 節委託料、牧野公園再生管理業務委託料が 247 万円。これはですね、重点雇用で 100% 補助の重点雇用の委託料であります。先ほど、入のところでも御説明いたしました牧野公園リニューアル事業に充てる分であります。

それからその下の、設計管理委託料が 510 万円。これは歴史まちづくり事業の一環として、名教館を 25 年度に上町地区に移築、復元する予定であります。ただ、移築、復元するには、現在、名教館が佐川小学校の敷地内にありますので、授業の支障にならないように、夏休みに行いたいということで、当初の予定は 25 年度に実施設計をやって工事をすることにしておりましたが、実施設計につきましては、前倒しをして 24 年度に行うと。で、来年度夏休みに、牧野公園の移築復元を行おうという予定であります。

それから、下のほうの消防費。8 款消防費。4 目災害対策費、11 節需要費、消耗品が 40 万 1,000 円。これはですね、議員さん 14 名分と、それから教育長の災害活動服を購入する。それから、あと議員さん、町長、副町長、教育長、総務課長、あと消防団幹部のアポロキャップを購入する費用であります。

それから、15 節の工事請負費と 19 節の負担金・補助及び交付金で、これはアマチュア無線局の開設に絡む支出でありまして、アマチュア無線局開設工事に 20 万円、それからアマチュア無線免許講

習会負担金に4万6,000円。これは、災害時の緊急時の通信手段としてアマチュア無線を、役場に開局すると。その免許講習会に、危機管理対策室の2名を受講させる予定でありまして、その負担金等が組んでおります。

ちなみに、松山の電波局で確認しましたところ、現在佐川町で、120から130名ぐらいの免許更新者がいるということですが、ただ、それは、かなり昔ですけど、一次ブームになった時代がありまして、そういうときに取った方々であろうと思いますけど、ただ、今、携帯電話非常に普及しておりますので、実際に使っている方はもっとかなり少ないということではあります。

次、20ページ、21ページをごらんください。

9款教育費。2目教育振興費、4節共済費と7節賃金。臨時職員の厚生年金等掛金が13万5,000円。それから臨時職賃金が76万8,000円。これは、先ほど、小学校のサポート事業について御説明いたしましたけど、その分の人件費で、支援員の人件費であります。

それから、1目保健体育総務費の15節工事請負費、文化センター体育館改修工事59万9,000円。これは、バスケットボールのルールが改正になりまして、文化センターの体育館のコートラインを変更する必要が生じたということによりまして工事費であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（横山覚君）

おはようございます。私からは、議案第46号、平成24年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算を説明させていただきます。今回の補正でございますが、歳入につきましては、前年度からの繰越金や財政調整基金からの繰入金、歳出につきましては、療養費などの補正、また療養給付費の前年度精算によりまして償還金への増額補正となっております。

補正予算書の事項別明細書で説明をさせていただきますので、10ページ、まず、10ページ、11ページをお開きください。歳出のほうから説明をさせていただきます。まず、1段目の表でございます。2款保険給付費、1項療養諸費、4目退職被保険者等療養費、19節負担金・補助及び交付金、並びに2段目の表の2款保険給付費、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費、19節負担金・補助及び交付金につきましては、ともに当初見込みを上回ります支出の伸びとなっております、これに対応するため、それぞれ39万

円と 253 万円の増額補正を行うものです。

続きまして、3 段目の表です。11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、23 節償還金、利子及び割引料につきましては、平成 23 年度分の退職被保険者療養費と交付金、それと出産育児一時金補助金、特定健診負担金の精算による額の確定によりまして、超過交付となりました額を国、県及び支払基金へ返還するために、554 万 3,000 円の増額補正を行うものです。

8 ページ、9 ページにお戻りください。歳入です。上の段の表ですけれども、9 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、歳出の増額補正に対応する費用といたしまして、443 万 1,000 円を財政調整基金から繰り入れをいたしております。

下の表ですけれども、10 款繰越金、1 項繰越金、2 目その他繰越金、1 節その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金 403 万 2,000 円を計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第 47 号の、平成 24 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましての補足説明をさせていただきます。

補正予算書の 2 ページをごらんください。

これは、23 年度から 24 年度への繰越金の額が確定したことによりまして補正でございます。補正額は、3,376 万 2,000 円でございます。歳入合計の補正前の額が、474 万 2,000 円でございます。補正額 3,376 万 2,000 円。計 3,850 万 4,000 円でございます。

3 ページのほうをごらんください。

補正額 3,376 万 2,000 円。これは 2 款予備費、1 項予備費へ充てております。歳出合計、補正前の額 474 万 2,000 円。補正額 3,376 万 2,000 円、計 3,850 万 4,000 円でございます。どうぞよろしく願いいたします。

健康福祉課長（下川芳樹君）

それでは、私のほうより、平成 24 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の補足説明について、御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、23 年度の介護保険料の確定に伴い、歳出、歳入ともに 228 万 4,000 円を補正させていただくものでござ

います。

補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金でございます。この金額につきましては、平成 23 年度介護保険事業の確定に伴い、国及び県への負担金の精算によるものでございます。

なお、歳入につきましては、負担金精算に充てるため、介護保険事業運営基金よりの繰入金及び前年度繰越金額の確定に伴うものを充当しております。

以上、よろしく願いをいたします。

町民課長（横山覚君）

それでは、私のほうから、議案第 49 号、平成 24 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、前年度からの繰越金を計上するための補正でございます。194 万の増額補正になっております。

補正予算書の事項別明細書、8 ページ、9 ページをお開きください。歳入です。6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金に、前年度からの繰越金として 194 万円を計上しております。

続きまして、10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出でございます。4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費に歳入に対応する金額として同額の 194 万円を計上しております。以上でございます。よろしく願いいたします。

総務課長（岡林護君）

それでは、私からは、議案第 50 号の佐川町防災会議条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

これは、災害対策基本法の改正に伴いまして、条例改正で行うことが主なる趣旨でございます。これにつきましては、新旧対照表、参考資料（議案第 50 号関係）がお手元にあるかと思っておりますので、それをごらんいただいて御説明したいと思っております。

今回は、先ほど申し上げましたように、災害対策基本法の改正に伴うものでありますが、それに便乗いたしまして、今回ですね、佐川町では今、自主防災組織の組織化を、26 年度 100% を目指して推進しているわけですが、その中で、各地区 5 地区単位で、自主防の連絡協議会というものを組織化していくような働きかけをしております。

現在、加茂地区とか斗賀野地区、それから尾川地区などに結成されてきておりますが、それを全部5地区に広げたいと思っておりますが、そういうこともありまして、今回この防災会議の委員の中にですね、今回、参考資料の第3条の改正後のほう、右側をごらんいただきたいですが、8号の自主防災組織を構成するもの又は学識経験者のあるもののうち町長が任命するもの、つまり、その連絡協議会、各地区の自主防の連絡協議会の代表者を、この中に、委員として入っていただきたいということもあわせて改正したいということになります。

それからその下の、第3条の6項の前項の委員の定数は20名とする。その右側、現行では15名になってますが、5名増やして20名とする。これは5地区分の自主防の連絡協議会の委員さんを5名加えたいという趣旨のものであります。以上でございます。

総務課長（岡林護君）

それから、議案第51号、災害対策本部条例の一部改正であります。この分も災害対策基本法の改正に伴います改正でありまして、これは文言の改正だけでございますので、参考資料はつけておりません。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第52号、工事請負契約の締結について、の補足説明をさせていただきます。お手元のほうに参考資料、3枚紙でございますが、お配りしておると思っておりますので、そちらのほうをごらんください。

参考資料1ページ目、参考資料、議案第52号関係でございます。こちらは、平成24年度 佐川町西山地区飲料水供給施設整備事業 入札結果をお示ししております。入札日時、平成24年8月21日。予定価格、最低制限価格、落札金額、契約金額等、また落札者並びに指名競争入札参加業者名と入札書記載金額を、それぞれお示ししてございます。

また、工期でございますが、契約の日から、来年、平成25年の2月28日まででございます。

2ページ目の、これ地図がございまして、そちらのほうをごらんください。飲料水供給施設を、このたび、事業を実施する場所を工事箇所として赤の薄い色で囲んでございます。地図は、真ん中の上のほうが尾川橋でございまして、南下しまして西山川を上流へ行き

まして、西山部落の池谷集落でございます。こちらを対象にして、飲料水供給施設を実施するものでございます。

ちなみに、他の、西山部落の他の地区におきましては、既に飲料水供給施設が供用されておるところでございます。

水源地が違うもので、一括してできないもので、こういうふうに事業を、工事を分けるようになったものでございます。

3 ページ目のほうをごらんください。こちらのほうには、先ほどの地図の池谷集落を拡大したものでございます。左手が西のほうでございまして、この西山が池谷川ですが、この左の端、これが上流のほうになりまして、こちらのほうに取水堰を設置するようにしてございます。

そして、取水堰から導水管 800 メートル弱下りまして、そこに下ったところに配水池と、ろ過池を設置しまして、それぞれ下流の住宅へ配水管によって接続するというものでございます。延長は 2.5 キロ弱というような、導水管、配水管、全て合計いたしましたら 2.5 キロ弱になる管路の延長でございます。

地元集落給水戸数につきましては、9 軒でございます。地元は、水があるところには、水質は極めて悪く飲料水に適さない、また一方、水のない住戸もあるというところで、永年、水に関しましては、大変な苦勞をされてきた池谷集落でございます。

本来でありましたら、下の地区と一緒に事業を実施するということが計画しておりましたが、県の補助金が、なかなか希望の市町村も多いことから、第 1 組合につきましては、既に供用されておりますが、こちらについては先延ばしとなり、ようやく実施の運びになったものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

これで、認定第 1 号から議案第 52 号までの提案理由の説明を終わります。

本日の会議は、これをもちまして終わります。

本日は、これをもって散会します。

次の開会を 10 日の午前 9 時とします。

散会 午前 10 時 56 分

